

## 令和5年度第1回加東市子ども・子育て会議次第

日時：令和5年8月3日（木）

午後4時から

場所：加東市社公民館 研修室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 副会長の選出について（資料①）

(2) 第2期 加東市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況報告（資料②・③）

4 そ の 他

(1) 加東市子ども・子育てに関するプレアンケートの結果について（資料④）

5 閉 会

○加東市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日  
条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、加東市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。  
(令5条例5・一部改正)

(組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長(その職務を代理する副会長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども教育課において処理する。

(平30条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月2日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画 令和4年度の進捗状況（教育・保育事業）

令和4年度において、保育所・幼稚園・認定こども園等の利用見込み人数（量の見込み（A））に対し、加東市内全体でどれだけの定員枠を確保したか（定員（B））、実際にどれだけの利用があったか（利用人数（C））R5.3.31現在）を表にしたもの。

		1号認定子ども (3～5歳保育不要)	2号認定子ども (3～5歳保育必要)		3号認定子ども (0～2歳保育必要)
			学校教育の 利用希望	その他	
量 の 見 込 み	利用見込の人数 (市外の子ども含む)	268	32	810	429
	合計（A）	268	32	810	429
定 員	認定こども園	194		638	342
	保育所			90	40
	幼稚園				
	小 計	194		728	382
	確認を受けない幼稚園 (附属幼稚園)	130	30		
	認可外保育施設 (鴨川保育園)			13	7
	企業主導型保育事業				18
	小 計	130	30	13	25
	合 計（B）	324	30	741	407
利 用 人 数  (市外の子ども含む)	認定こども園	150		710	365
	保育所			69	33
	幼稚園				
	小 計	150		779	398
	確認を受けない幼稚園 (附属幼稚園)	49	30		
	認可外保育施設 (鴨川保育園)			4	6
	企業主導型保育事業				16
	小 計	49	30	4	22
	合 計（C）	199	30	783	420

## 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画 令和4年度の進捗状況（地域子ども・子育て支援事業）

資料②-2

令和4年度において、地域子ども・子育て支援事業（(1)～(9)）の利用見込み人数（計画）に対して、実際にどれだけの利用があったか（実績）を表にしたもの。  
※人日（延べ）とは、年間利用者の延べ人数を示します。

区 分		計 画		実 績				
(1)	地域子育て支援拠点事業	量の見込み		82,977	人日(延べ)	37,589	人日(延べ)	
		確保方策		4	か所	4	か所	
(2)	利用者支援事業	量の見込み		3	か所	3	か所	
		確保方策		3	か所	3	か所	
(3-1)	一時預かり事業 (幼稚園型)	量の 見込み	1号認定による利用	5,120	人日(延べ)	2,436	人日(延べ)	
			2号認定による利用	0	人日(延べ)	0	人日(延べ)	
		確保 方策	確保量		5,120	人年	2,436	人年
			実施園数		12	園	12	園
			内訳	公立	2	園	2	園
私立	10	園		10	園			
(3-2)	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	量の見込み		932	人日(延べ)	723	人日(延べ)	
		確保方策		932	人日(延べ)	723	人日(延べ)	
		箇所数	一 般 型	保育所	1	か所	1	か所
				認定こども園	12	か所	12	か所
				地域子育て支援拠点	0	か所	0	か所
その他	0			か所	1	か所		
(4)	病児保育事業	量の見込み(①)		127	人日(延べ)	194	人日(延べ)	
		確保方策(②)		127	人日(延べ)	194	人日(延べ)	
		内訳	病児対応型	1	か所	1	か所	
				4	総定員	4	総定員	
			病後児対応型	0	か所	0	か所	
0	総定員	0		総定員				
(5)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み		502	人日(延べ)	189	人日(延べ)	
		確保方策		502	人日(延べ)	189	人日(延べ)	
(6)	放課後児童健全育成事業	量の見込み(①)		406	人(実)	366	人(実)	
		確保方策(②)		443	人(実)	493	人(実)	
(7)	妊婦健康診査	量の 見込み	人 数	412	人(実)	502	人(実)	
			検 診 回 数	4,223	回年(延べ)	4,681	回年(延べ)	
		確保 方策	実施場所		医療機関		医療機関	
			実施体制		医療機関へ委託		医療機関へ委託	
			検査項目		血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診等		血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診等	
実施時期		通年実施		通年実施				

令和4年度において、地域子ども・子育て支援事業（(1)～(9)）の利用見込み人数（計画）に対して、実際にどれだけの利用があったか（実績）を表にしたもの。

※人日（延べ）とは、年間利用者の延べ人数を示します。

区 分		計 画		実 績			
(8)	乳児家庭 全戸訪問事業	量 の 見 込 み		356	人(実)	272	人(実)
		確保 方策	実 施 体 制	2	人	2	人
			実 施 機 関	市（保健センター）		市（保健センター）	
			委 託 団 体 等	なし		なし	
(9)	養育支援 訪問事業	量 の 見 込 み		90	人(延べ)	90	人(延べ)
		確保 方策	実 施 体 制	2	人	1	人
			実 施 機 関	市（福祉総務課）		市（福祉総務課）	
			委 託 団 体 等	なし			

## 加東市「子ども・子育てに関するアンケート」（プレ調査）実施概要

		対象人数	回答者数	回答率
対象	(子ども・子育ての当事者である) 子ども 及び 保護者	958人	449人	46.9%
対象者 1	子ども (小・中学生) (R5. 2. 1現在在籍数)	479人	325人	67.8%
対象者 1-①	小学生 (社小のみ 3年生及び6年生)	201人	97人	48.3%
	社小			
	小学3年生	107	67人	62.6%
	小学6年生	94	30人	31.9%
	学校を通じて配布・学校にてタブレット端末から回答			
対象者 1-②	中学生 (社中のみ 1年生及び3年生)	278人	228人	82.0%
	社中			
	中学1年生	146	122人	83.6%
	中学3年生	132	106人	80.3%
	学校を通じて配布・学校にてタブレット端末から回答			
対象者 2	対象者 1 の保護者 ※兄弟重複不明	479人	124人	25.9%
対象者 2-①	対象者 1-①小学生の保護者	201人	79人	39.3%
	案内文書を児童を通して配布 緊急配信メールにて案内 →用紙での提出またはWEB上で回答			
対象者 2-②	対象者 1-②中学生の保護者	278人	45人	16.2%
	緊急配信メールにて案内 →WEB上で回答			
期間	令和5年2月25日～3月10日			

## プレアンケート実施結果 考察

## 1 子どもの回答率のばらつき

要 因：調査期間内に学級閉鎖等もあり、実施の時間が十分取れなかった。

## 2 保護者の回答率の低さ

要 因：今回小学生と中学生と周知方法を変えた。  
小学生は、緊急配信メール及び依頼文書の持ち帰り両方で案内。  
中学生は、緊急配信メールのみで案内。  
メールだけでは、一読されるのみで回答に至らない傾向にある。

## 3 設問の仕方、回答形式の改善が必要

子どもたち（特に小学生）にとってタイピング入力することが、負担になる場合があるため、できるだけ「その他」等の自由記述部分を減らせるよう選択肢を見直す。

WEB上でのアンケートはこども教育課で作成したため、入力が難しくして回答途中で挫折された可能性もある。技術面でもっと回答しやすい方法を検討する。

子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施時期や調査項目等を踏まえて、設問内容については、今後も調整していく。

加東市は、平成18年度に「加東市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成27年度からは「加東市子ども・子育て支援事業計画」に引き継ぎ、「**子どもがいいきいと成長できるまち 地域全体、まち全体がみんなで子育てに協力できるまち 子育て 子育て応援タウン かとう**」を計画の基本理念とし、その他様々な計画に基づき、子どもや子育て支援に関して、総合的かつ計画的に施策を実施している。

- 加東市総合計画
- 加東市地域福祉計画
- 加東市健康増進計画  
(母子保健計画・食育推進計画)
- 加東市障害福祉計画
- 加東市障害児福祉計画
- 加東市男女共同参画プラン
- 加東市人権尊重のまちづくり基本計画
- 加東市教育振興基本計画
- 加東市都市計画マスタープラン
- 加東市人口ビジョン

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、「まち全体がみんなで子育てに協力できるまち」を目指すためには、**子ども・子育て支援に関する施策や基本理念等の周知と併せて、市の責務並びに保護者、地域住民、学校・保育所等及び事業者のそれぞれの役割を明確にし、広く市民に示すための条例の制定が必要と考える。**

## 条例の基本的な方向性 (案)

「加東市子ども・子育てに関する条例」は、以下の方向性に沿って検討していく。

- ①子どもは加東市にとって「宝」であり、未来への「希望」であることを明示することで、全ての子どもたちが自らを大切にし、その将来に夢や希望を持って育っていくことを子どもたちにも伝えていく。
- ②子ども・子育て支援に関する基本理念等を、条例として定めることで施策の法的根拠とし、安定的、継続的な取組の根拠とする。
- ③子ども・子育て支援に関する「市、保護者、市民、学校等、事業者」の責務を「法」である条例で明確化し、それぞれの立場で協力し合って子ども・子育て支援を進める体制を強化する。
- ④「子育てするなら、加東市で」と思ってもらえるよう、加東市が子ども・子育て支援、少子化対策に積極的に取り組んでいることを、市内外に発信していく。

## アンケート調査について

「加東市子ども・子育てに関する条例」の制定にあたり、**子ども・子育て支援の当事者である、子どもと保護者の普段の状況、子育てに関する現状や考え方などを聞き、加東市における現状と課題などについて議論を深めていくため、就学前児童及び小中学生の保護者及び小中学生へのアンケート調査を実施予定である。**

加東市の関係部署で構成した内部検討部会の職員が、それぞれの部署の課題解決につながるよう調査項目を出し合い、加東市子ども・子育て会議で素案を諮った。アンケートは令和5年度に実施を予定しており、事前に少人数でプレ調査を行い、調査項目の精査を行う。

### (構成イメージ)

- 第1章 市・保護者・事業者等の責務及び役割
- 第2章 まち全体で子どもを育むまちづくりの推進
- 第3章 子どもに関する計画・施策の推進

まち全体（加東市、保護者、学校・保育所等、事業者等）が、子どもの育成に責任があることを認識し、相互に連携しながら子どもを育むための体制を明確にしていく。

### 条例制定に伴うスケジュール (案)

- R4.6 第1回加東市子ども・子育て会議  
「条例制定にあたってのアンケート案について」
- R5.2 条例用アンケートの本調査にあたってのプレ調査による精査
- R5.12 条例用アンケート調査（計画アンケートを同時実施）  
(子ども・保護者対象)  
・2つのアンケート集計・考察  
・条例素案作成
- R6.11 総務文教常任委員会
- R6.12 パブリックコメント
- R7.4 条例制定予定